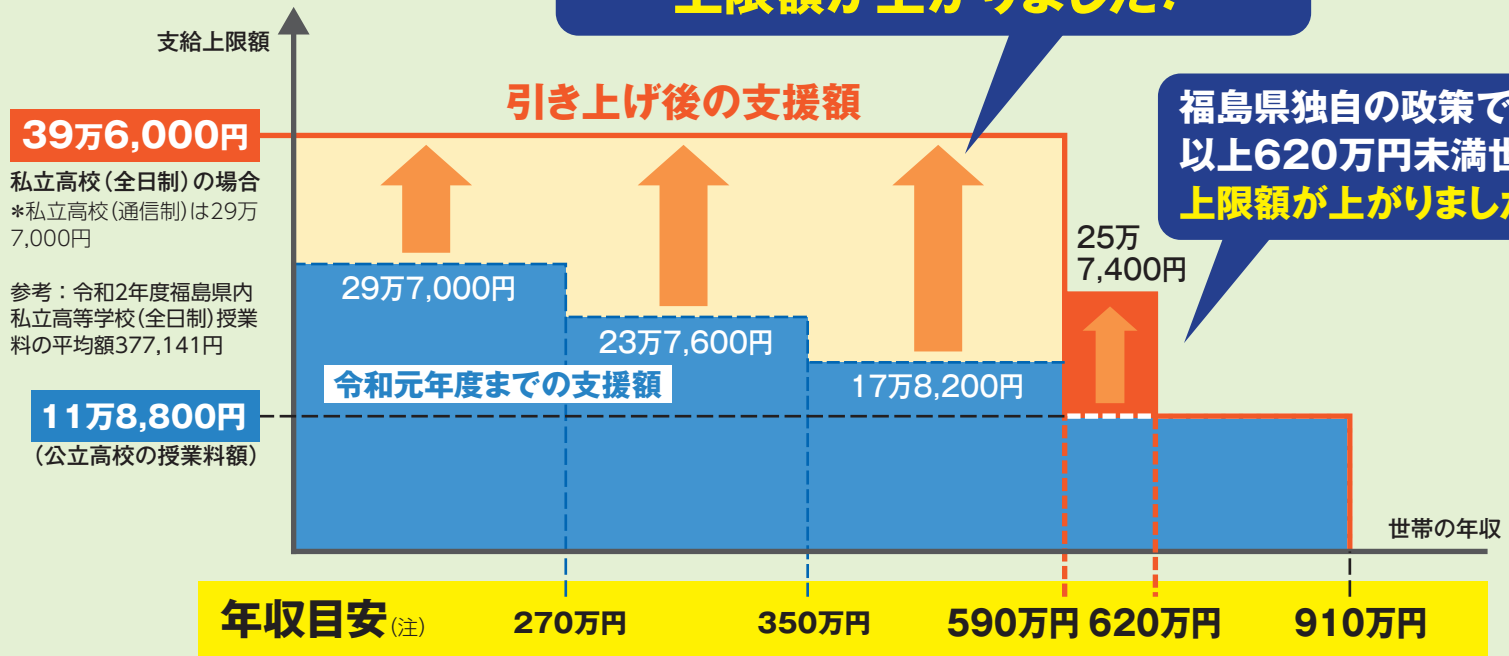


ご存じ
でしたか？

令和2年度から 私立高校の授業料 実質無償化が スタートしました！

全日制私立高校の場合



年収約590万円未満(注)世帯の
上限額が上がりました！

福島県独自の政策で590万円
以上620万円未満世帯の
上限額が上がりました！

(注)両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。

保護者等の「市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額」を基準として判定します。

※就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が、生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

高等学校等就学支援金制度とは？

授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等の教育における経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。

高等学校等に通う生徒の世帯所得等の要件に応じて、生徒の授業料に充てるため、国から高等学校等就学支援金が支給されます。

高等学校等就学支援金のほか、福島県独自でも、高校生等奨学給付金が支給されます。これらの制度は日本国内に住所がある方が対象になります。高等学校等に入学後に各学校等から必要書類などの案内があります。



詳しくは
こちらから

